

社会福祉法人 広成福祉会

指定短期入所生活介護施設（ショートステイ）

特別養護老人ホーム香里寿苑

運 営 規 程

<目次>

第 1 条 (事業の目的)	3
第 2 条 (運営の方針)	3
第 3 条 (事業所の名称等)	3
第 4 条 (通常の送迎の実施地域)	3
第 5 条 (利用定員)	3
第 6 条 (ユニットの数及びユニットごとの定員)	3
第 7 条 (職員の職種、員数及び職務内容)	4
第 8 条 (指定短期入所生活介護の内容)	4
第 9 条 (利用料等)	5
第 10 条 (指定短期入所生活介護の取扱方針)	5
第 11 条 (身体拘束に関する事項)	6
第 12 条 (サービス利用にあたっての留意事項)	6
第 13 条 (緊急時の対応)	6
第 14 条 (事故発生時の対応)	7
第 15 条 (非常災害対策)	7
第 16 条 (業務継続計画の策定等)	7
第 17 条 (契約の終了)	8
第 18 条 (利用者からの中途解約の申し出)	8
第 19 条 (事業者からの契約解除の申し出)	9
第 20 条 (定員の厳守)	9
第 21 条 (衛生管理等)	9
第 22 条 (重要事項の掲示)	9
第 23 条 (個人情報の保護)	9
第 24 条 (苦情処理)	10
第 25 条 (虐待防止に関する事項)	10
第 26 条 (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)	10
第 27 条 (記録の整備)	11
第 28 条 (居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止)	11
第 29 条 (地域等との連携)	11
第 30 条 (会計の区分)	11
第 31 条 (法令との関係)	11
第 32 条 (その他運営に関する留意事項)	11

(事業の目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人広成福祉会（以下「事業者」という）が運営するユニット型指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム香里寿苑（以下「事業所」という。）において実施する、指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、事業サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。
 - 3 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(運営の方針)

- 第2条 職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- (1) 名称 特別養護老人ホーム 香里寿苑（指定短期入所生活介護）
 - (2) 所在地 大阪府寝屋川市寿町3番20号

(通常の見送の実施地域)

- 第4条 通常の見送の実施地域は、寝屋川市及び枚方市とする。

(利用定員)

- 第5条 事業所の利用定員は、7名とする。なお、当該事業と一体的に指定介護予防短期入所生活介護を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。（特別養護老人ホーム空床利用有り）

(ユニットの数及びユニットごとの定員)

第6条 ユニットの数及びユニットごとの定員は、次のとおりとする。

ユニット数：6ユニット（短期入所1ユニットを含む）

ユニットごとの定員

2階	ユニットすいせん	10名	
	ユニットひまわり	10名	
	ユニットきく	8名	
3階	ユニット松	11名	
	ユニット竹	11名	
	ユニット梅	7名	（内ショートステイ 7名）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第7条 指定短期入所生活介護事業に従事する職員は、特別養護老人ホーム 香里寿苑の職員と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名
施設の従業者の管理及び業務管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員 1名
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (3) 介護職員 16名
利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (4) 看護職員 3名
利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。
- (5) 機能訓練指導員 1名
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (6) 介護支援専門員 1名
利用者の介護支援に関する業務に従事する。
- (7) 医師 1名
利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (8) 栄養士（管理栄養士） 1名
給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え、またはその他の職員を配置することができる。

（指定短期入所生活介護の内容）

第8条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎サービス
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

- 第9条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。利用料は別表に定める額とする。
 - （1）滞在に要する費用
 - （2）朝・昼・夕の食事の提供に要する費用
 - （3）特別な食事の提供を行なったことに伴い必要となる費用
 - （4）特別な居室に滞在された場合の室料
 - （5）電気器具の利用料
 - （6）理美容に係る費用
 - （7）日常生活上必要な諸費用
 - （8）通信費
 - （9）複写物の交付に要する費用
 - 3 事業所は、利用料について、介護保険法施行規則第83条の6規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けたものにあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。
 - 4 事業所は、第2項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあつては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。
 - 5 事業所は、本条に定める利用料を変更する場合は、変更を行う1ヶ月前までに利用者または家族に対して説明するものとする。
 - 6 利用者は、前項の利用料の変更に同意できない場合には、本契約を解約することができるものとする。

（指定短期入所生活介護サービスの取扱方針）

- 第10条 事業所は、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行う。
- 2 サービスの提供は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行う。
 - 3 サービスの提供は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行う。
 - 4 事業所は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
 - 5 事業所の職員はサービスの提供にあたって、利用者または家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。

(身体拘束に関する事項)

- 第11条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第12条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
 - 二 第15条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時の対応)

- 第13条 事業所は、指定短期入所生活介護を提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師またはあらかじめ事業所が定めた

協力医療機関への連絡を行なうとともに必要な措置を講じる。

(事故の発生防止及び発生時の対応)

第14条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者である市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業所は、指定短期入所生活介護サービスの提供により事業所の責に帰すべき事由による利用者には生じた損害については、賠償する責任を速やかに行う。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償の額を減じる場合がある。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上定期的に実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(契約の終了)

第17条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、継続してサービスを利用できるものとする。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定更新により、利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 事業者がやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 利用者からの中途解約の申し出があった場合（詳細は以下のとおり）
- ⑥ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下のとおり）

(利用者からの中途解約の申し出)

第18条 以下の事由により利用者から中途解約の申し出があった場合、契約を解約する。

- ① 利用者が、契約終了を希望する日の7日前までに通知し解約をする場合
- ② 介護保険給付額の変更及び介護保険給付対象外サービス利用料金の変更に同意できない場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除の申し出)

第19条 事業者は、以下の事項に該当する場合には、契約解除の申し出をすることができるものとする。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意に告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、30日以内の支払いを定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(定員の厳守)

第20条 事業所は、利用定員を超えて運営してはならない。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第21条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年2回以上定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(重要事項の掲示)

第22条 事業所は、運営規定の概要等の重要事項等について、見やすい場所に書面掲示することに加え、重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表するものとする。

(個人情報の保護)

第23条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省策定「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での指定短期入所生活介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

第24条 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(虐待防止に関する事項)

第25条

事業所は、利用者の人権を擁護・虐待防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための研修を年2回以上実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第26条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を3月に1回以上開催するものとする。

(記録の整備)

第27条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供に関する下記の諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。
 - (1) 短期入所生活介護計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
 - (4) 市町村への通知に係る記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

(居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第28条 事業所は、居宅介護支援事業所等またはその事業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業所等またはその従業者から、当該施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(地域等との連携)

第29条 事業所は、その運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(会計の区分)

第30条 事業所は、指定短期入所生活介護事業の事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(法令との関係)

第31条 この規程に定めのないことについては、介護保険法並びに厚生労働省令等に定めるところによる。

(その他運営に関する留意事項)

第32条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人広成福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(規程施行年月日)

この規程は、平成18年6月1日より施行する。

この規程は、平成22年2月1日より施行する。

この規程は、平成24年10月1日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年8月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

○他の利用料

別表

項 目	内 容	利用料金
1. 滞在費	滞在費には、居室及びユニット内の電気・水道・ガスの使用料金が含まれています。	2,700 円／日
2. 食費	通常の食事に係る食材料、人件費、経費です。召し上がられました食事分の費用をいただきます。	
	朝食	300 円
	昼食	600 円
	夕食	600 円
3. 特別な食事 (酒を含みます)	ご希望に基づいて特別な食事を提供した場合に頂きます。	実費相当額
4. 特別な室料 (3階まつ13号室)	特別な居室に滞在された場合(空所利用) テレビ・冷蔵庫・居室内トイレ設置あり	1,300 円／日 追加(消費税込)
5. 電気器具の利用	個人が居室で電気器具を利用される場合	2機種まで 50 円／日 (消費税込) 追加料金1機種につき 10 円／日 (消費税込)
6. 理美容に係る費用	提携している業者が行う理容・美容サービスです。	実費相当額
7. 日常生活上必要な 諸費用	日常生活品の購入代金等日常生活に要する費用で、ご利用者に負担していただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。	実費相当額
8. 通信費	はがき・切手・ファクス等に必要の費用です。	実費相当額 (FAX10 円／回 ・消費税込)
9. 複写物の交付	複写に必要な費用です。	10 円／枚 (消費税込)
<p>経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。</p>		